

混沌に頼る風土 - 日本語文章の見直し -

石田博樹（長岡工業高等専門学校）

はじめに

私達の日常生活の中で、そして、教育機関でさえも、配布される文書には、何と多くの不完全かつ不正確な「日本語文章」が多いことであろう。それに気付かない人、あるいは、気付いていても、それが慣例であるとして、それでよし、としている人もいよう。また、それに気付きながらも、あえて無視している人もいよう。だが、こうした安易な寛容さには、何らかの弊害も発生しよう。

そのような不完全、不正確な「文章」が何故生まれ、何故放置されているのであろうか。その放置は、実は、私達日本人の思考過程に、緩やかだが、しかし、何らかの確実な悪影響をもたらしているのではないだろうか。高等教育の現場に身を置き、日頃学生と接している私自身は、その懸念を持つ一人である。

文章を書く作業は、自分の思考の整理と、論理、論旨の点検を必ず伴う。文章を書くことにより、自己の論理の検証が行なわれ、考えが整理されていく。また、書いた文章を再検討することで、自分の思考と論理が更に点検され、整理されていく。

ここでは達意の文章の書き方、個々の日本語の用法の正誤、文章の巧拙、などを論ずることはしない。部分的にはそれらに触れることがあるかもしれないが、それらは本来、私自身の専門外さらに力量外のことであるから本題ではない。

日常生活における連絡文章

曖昧かつ混沌とした文脈が慣習として寛容されている社会。明言を避け、行間を読ませて意思の伝達を図ろうとする社会の習慣。これらは、見方を変えれば、私達の日常生活における言語の役割を矮小化し、また、その言語を使用する日本人の論理思考の構築にも多大な悪影響を与えていると言えよう。

いくつか実例を上げて、職場や日常生活の中で出会う日本語の文章を考えてみよう。

例 1.

「平成 5 年度から 8 年度までの入学者については、第 12 条に規定する平均点並びに第 14 条に規定する進級の認定に際し、第 14 条の規定を適用するに当たっては、同条に掲げる表にかか

わらず、次のとおりとする。」

誰もが直感するように、これは主語述語関係や文脈が混乱しているために、解読しにくい典型例である。以下のように書き換えて、もとの「文章」と較べてみよう。普通に考えて、いったいどちらが分かりやすいであろうか。

「第 12 条で規定される単位修得認定基準及び第 14 条で規定される進級基準を適用する際には、平成 5 年度から 8 年度までの入学者については、次の表を適用する。」

例 2.

「放送大学第 2 学期単位認定試験についてですが、中越地震により通信添削問題の提出が遅れたため保留になっていた、単位認定試験ですが、許可が出ましたので遅くなりましたが、メールボックスに実施要領及び試験日程等の資料を入れましたのでご確認願います。」

この文は、話し言葉と文章言葉が混同しており、読むに堪えない。これを書き換えた以下の文と比較してみよう。

「放送大学の第 2 学期の単位認定試験について連絡いたします。中越地震により通信添削問題の提出が遅れたために、単位の認定試験が保留になっておりました。

しかし、先日、その試験の許可が出ましたのでメールボックスに実施要領及び試験日程等の資料を入れておきました。御手数ですが御確認願います。」

例 3.

「さて、本事業は海外で行われております ODA（政府開発援助）の事業現場を、幅広く一般の方々に視察していただき、そのご意見やご感想を、今後の ODA 事業の改善や効率の改善に役立てることを目的として、外務省並びに国際協力銀行（JBIC）、日本国際協力センター（JICE）の協力の下、国際協力事業団（JICA）並びに国際協力推進協会（APIC）の共催により、平成 11 年度から実施されました。」

この発信者は、どんな論理思考の下で作文していたのであろうか。結論をはじめに持ってくるという、連絡文書の大原則を知らないようだ。これを書き換えた以下の文と比較してみよう。

「さて、本事業は平成11年度から実施されました。その目的は、海外で行われておりますODA(政府開発援助)の事業現場を、幅広く一般の方々に視察していただき、そのご意見やご感想を、今後のODA事業の改善や効率的改善に役立てることで、本事業は、外務省並びに国際協力銀行(JBIC)、日本国際協力センター(JICE)の協力の下、国際協力事業団(JICA)並びに国際協力推進協会(APIC)の共催により行われました。」

例4.

「当機構から国公立大学法人及び独立行政法人への研究開発等の業務委託につきましては、従来、各法人の受託研究規程に基づき受託研究契約書により契約を締結していましたが、平成19年度以降の契約より当機構の「業務委託契約標準契約書」及び「業務委託契約約款」を統一的に適用(取得財産の帰属等といった個別条項で構成される「国公立大学法人向け特別約款」を付帯し、一部取扱いについてはその継続性を担保)することで、その標準化を図ることになりました。そのため、円滑な移行のために経理説明会を執り行うこととなりました。」

読むほどに疲れ、腹立たしくなり、放棄したくなる。そして、虚しくなる。これを書き換えた以下の文と比較してみよう。

「当機構から国公立大学法人及び独立行政法人への研究開発等の業務委託を、従来は、各法人の受託研究規程に基づき受託研究契約書により行なっておりました。しかし、平成19年度以降の契約より、当機構の「業務委託契約標準契約書」及び「業務委託契約約款」を統一的に適用することで、その標準化を図ることになりました。その「統一的な適用」とは、取得財産の帰属等といった個別条項で構成される「国公立大学法人向け特別約款」を付帯し、一部取扱いについてはその継続性を担保するものです。そのため、その円滑な移行のために経理説明会を執り行うこととなりました。」

誰でも直ぐに気づくと思うが、これらの例文に共通する欠陥を正し、正常な連絡文章を作成す

るためには、以下に留意することが必要である。私自身、これらに留意し、また、学生に常にこれらを要求している。

- (1)文章は短くする。
- (2)主語と述語を近づける。
- (3)「も」や「等」を使って逃げずに、「は」や「が」を使って言い切る。
- (4)先ず結論を出し、次に理由を述べる。
- (5)話し言葉と文章言葉は全くの別物。よって、「話し言葉」はそのままでは文章に出来ない。

今日、多くの行政事務の連絡文書や、学内に於て頻繁に見られる事務連絡の文書における不正な日本語文の実例をあげよう。

例5.

「教育改善の講演会の開催について(通知)」

このことについて、下記のとおり講演会を計画しましたので、業務差し繰りのうえ聴講をお願いします。なお、教育改善については、各高専において様々な取り組みが行われているところですが、他の高専の事例に接する機会も少ないことありますので、この意味でもよろしく願います。

講演の内容については、学科及び学校全体における教育改善の試みの事例についてお話いただけることとしています。

例6.

「試験実施科目の確認及び試験監督について」

このことについて、別紙のとおり試験実施科目の確認ならびに試験期間中の監督について、出張、非常勤講師、その他の用務で監督が出来ない日がありましたら下記により*月*日までに教務係へ提出してください。

これらの発信者に対して、私は以下のように注意を与えて来た。しかし、今だに完全には改善されていない。

(1)文書の題目を「……について」としているにも拘らず、本文を「このことについて、」と始めたために、文脈が破綻しており、また、本文の主語述語関係も混乱している。本文の冒頭にある「このことについて、」は不要であるから削除せよ。

(2)文書の題目の「……について」から「について」を削除しても良い。その場合には、本文を「……について」と書き始めても良い。

連絡文書の題目が「……について」となってい

るにもかかわらず、本文を「このことについて、」と書き始める奇妙な慣習が行政の連絡文書にしばしば見られる。そのために、文脈が破綻しており、見苦しく、かつ滑稽な「文章」になっている。それには、本当は発信者も気付いているはずである。事務連絡の文章に、なぜ、このような馬鹿げた作文の習慣が放置され、今も温存されているのであろうか。

以前に、私は学内の幾人かの事務職員に対して、連絡文書が日本語文として不正である、と何回も注意して来た。それに対して、「昭和 27 年 4 月 4 日付けの内閣官房長官からの依命通知により、そうした文言で作成することになっている」として、一部の事務職員から反発が来た。

自分でも「おかしな文だ」と思いながらも、「昔の通知の中で示されている文例に倣って文書を作成すればよい」、「正確で明解な日本語文章を自分で推敲する必要はない」と彼等は思っていたようだ。そのため、私の指摘を、自分の仕事への批判と受け取ったようだ。加えて、私には、彼等の日本語能力自体にも限界が見えた気がした。そのため、私は何も返答しなかった。

だが、昭和 27 年 4 月 4 日付けの内閣官房長官から各省庁次官にあてた「公用文改善の趣旨徹底について(依命通知)」と題して示されている「公用文の文例」(内閣閣 甲 第 16 号)は全くの間違いであることを、ここに明言しよう。

約 60 年前とはいえ、こんな馬鹿げた文例が当時の国語審議会で「公文書式」として決定されたとは、呆れるほかない。当時の審議委員の日本語能力はその程度だったようだ。

彼等による審議会決定に基づいた「依命通知」が、後世の行政連絡文書に与えた悪影響、さらに、連絡文書を明解な日本語文で作成すべく推敲する努力を事務職員に諦めさせた罪悪は極めて大きいと言わなければならない。

今日、当然のことながら、中央省庁にも地方出先機関にも、事務職員の中に、正しい日本語文章が作成でき、連絡文書を発信できる能力のある者が大勢いる。彼等は、約 60 年前の馬鹿げた通知なんぞ、もちろん無視し、普通の正常な日本語文章を作成して発信している。

そのため、今日では、例えば、文部科学省からの正式な連絡文書の中にも、文書の題目が「.....について」とはなっていない、本文を「このことについて、」とは書き始めない、正常な日本語文の連絡文書がいくらかでもある。その多くの事例を末尾に挙げておいた。

今日では、行政事務の職員が作成し発信する文書には発信者の日本語能力が表れている、と見て良いようだ。なお、学問研究者であれば、もちろん、誰もが正しい日本語文章を作成出来なければならない。

国語教育の大切さ

こう考えてくると、全ての日本人にとって、青少年時代に受ける国語教育の重要さが改めて確信できよう。数学者の藤原正彦氏は、永年にわたり、日本における国語教育の重要さを力説し、著書の中でその理由を詳述している(2003 年、「祖国とは国語」 p.66~、講談社)。私は、藤原氏の意見に全く同感であるが、そもそも、彼の意見は、誰もが納得出来るごく普通の妥当な意見であると思う。

正常な日本語の連絡文書の実例

(1)平成 12 年 3 月 1 日付

文部省大臣官房総務課行政事務管理室発 各事務部長宛「行政機関の保有する上方の公開に関する.....」について(送付)

(2)平成 12 年 11 月 1 日付

新潟公共職業安定所発 県内各大学、短大、職業紹介担当者宛「2001 大学等合同就職面接会」参加予定企業一覧の送付について

(3)平成 12 年 11 月 29 日付

総理大臣官房内政審議室 運輸省運輸政策局発 各省庁観光対策担当課 宛「第 37 回 観光道徳の高揚と...」について

(4)平成 12 年 12 月 15 日付

長岡高専庶務課 庶務係発 学科主任 宛「第 5 回(平成 12 年度)工学教育賞の推薦について」

(5)平成 12 年 12 月 25 日付

文部省初等中等教育局長、生涯学習局長、高等教育局長発 各機関宛「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行について(通知)」

(6)平成 12 年 12 月 26 日付

文部省大臣官房政策課 発 各機関 宛「第 37 回観光道徳の高揚と.....募集について」

(7)平成 12 年 12 月 27 日付

文部省国際学術局長、文部省大臣官房会計課長発 各機関宛「国立大学等における特許等の.....について」

(8)平成 12 年 12 月 28 日付

人事院職員局職員課長発 各省庁人事担当課長宛「人事院規則 14-21.....の職員への周知について(依頼)」

(9)平成 13 年 1 月 11 日付

長岡高専庶務課 人事係発 教官各位 宛「高等専門学校研究者総覧.....について」

(10)平成 13 年 2 月 15 日付

長岡高専 校長発 教職員各位 宛「メンタルヘルス講演会の開催について」

(11)平成 13 年 2 月 15 日付

長岡高専 教務主事発 教官技官各位 宛「定期試験における監督者の心得について」

(12)平成 13 年 2 月 16 日付

文部科学省研究振興局 生命倫理安全対策室長発 各関係機関長宛「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針.....について」

(2010 年 9 月)